

山口県報

令和3年
1月12日
(火曜日)

目 次

○選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正（二件）……一



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、安倍晋三後援会から訂正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成三十年山口県選挙管理委員会告示第九十四号）の一部を別冊のとおり訂正する。

令和三年一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、安倍晋三後援会から訂正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（令和元年山口県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を別冊のとおり訂正する。

令和三年一月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

令和
三年年一月
十一日印行

発行
人所

山口県知事
山口県